

さいたま市告示第1821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス東岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目4番2、4番3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：株式会社 コスモス薬品

代表者氏名：代表取締役 横山英昭

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後10時00分

(変更後) 午前9時00分～午後10時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

(4) 変更する年月日

令和3年12月2日

(5) 変更する理由

(ア)、(イ) 営業時間変更の為

2 届出年月日

令和3年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 岩槻区役所区民生活部観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048(790)0118

FAX 048(790)0260

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966